

公 民 館



パノラマファーム大門りんごまつり(座光寺公民館)



遠山郷フォーラム (南信濃公民館)

1 飯田市の合併と公民館の設置

飯田町は明治 22 年町制を布き、昭和 12 年 4 月 1 日に上飯田町と合併し、飯田市として新しく発足しました。以来、昭和 31 年 9 月 30 日には座光寺・松尾・竜丘・伊賀良・山本・三穂・下久堅の 7 ヶ村と合併、昭和 36 年 3 月 31 日に川路村と合併、昭和 39 年 3 月 31 日に龍江・千代・上久堅の 3 ヶ村と合併、59 年 12 月 1 日に鼎町と合併、平成 5 年 7 月 1 日に上郷町と合併、そして平成 17 年 10 月 1 日に上村・南信濃村と合併し、現在の 20 地区から形成される都市となりました。

公民館は、松尾地区において昭和 22 年に 4 月 1 日に初めて設置され、昭和 24 年までには各地区に設置されました。合併のつど旧町村単位に独立公民館（以下「地区公民館」）を残し、職員を配置しました。旧飯田地区（橋北・橋南・羽場・丸山・東野）は、昭和 43 年に 1 館制から 5 館に分離し、それぞれ地区公民館として位置づけられました。

飯田市の公民館は、飯田市公民館（以下「市公民館」）と、20 の地区公民館が独立、並列方式により配置されています。また、多くの地区公民館のもとに集落単位を基本とする「分館」が組織されています。

公民館は、飯田市公民館条例(昭和 51 年)により設置及び管理に関し必要な事項を定めています。



2 公民館の活動

飯田市の公民館は、地域住民の学習、交流の場として、住民自らが自由闊達な学習活動やグループ活動を展開しています。

公民館が実施する学級・講座は、子供から青年、高齢者まで全ての世代を対象にしたものであり、学習内容も個人的な教養を高めるものから地域課題や生活課題を捉えた組織的な学習活動まで、幅広い学習を展開しています。実施にあたっては、公民館職員が中心となって開催するものや、運営委員会や実行委員会などを組織し市民参画のもと開催するものなど形態は様々ですが、学習や交流の機会を通じて主体的に地域づくりに関わる人材を育むことを目的としています。

また、飯田市の公民館の特徴として専門委員会を設置しています。専門委員会は公民館運営の母体であり、住民が事業の企画段階から主体的に関わることにより地域を知り、地域を担う人材育成の場と

して機能しています。専門委員会の活動は、住民自らがアイデアを出し合い、それぞれの地域の特色を活かした様々な事業を展開しています。

分館は、住民の生活に一番身近な公民館として、子どもから高齢者まで日常的な学習や交流の場になっています。分館では、なによりも住民同士のふれあいや交流を大切にし、分館独自の事業を主体的に展開しています。また、地区公民館と密接につながり、一体となって公民館の活動を支えています。

社会情勢に随時対応し効果的な活動を展開するため、重点的に取り組む目標や事業計画を年度ごと「飯田市の公民館活動 基本方針・事業計画」として見直しを行っています。

3 飯田市の公民館事業

【市公民館事業】

- ・全市民を対象とした事業
- ・新たな地域課題、生活課題に対応し、地区公民館に波及することをねらったモデル的な事業の実施やそのための指導者の育成
- ・地区公民館活動が円滑に展開されるためのネットワーク事業

【地区公民館事業】

- ・住民要望に基づく学級講座
- ・専門委員会が企画する地区独自の事業
- ・コミュニティを醸成する各種の事業
- ・学習相談、学習情報の提供及び施設設備の提供

【ブロック公民館事業（20 地区の公民館を4つに編成した公民館で行う事業）】

- ・地区公民館単独では実施困難な事業
- ・地区公民館事業の継続発展した事業
- ・ブロック内での情報交換、相互研鑽

4 令和6年度 飯田市の公民館活動 基本方針・事業計画

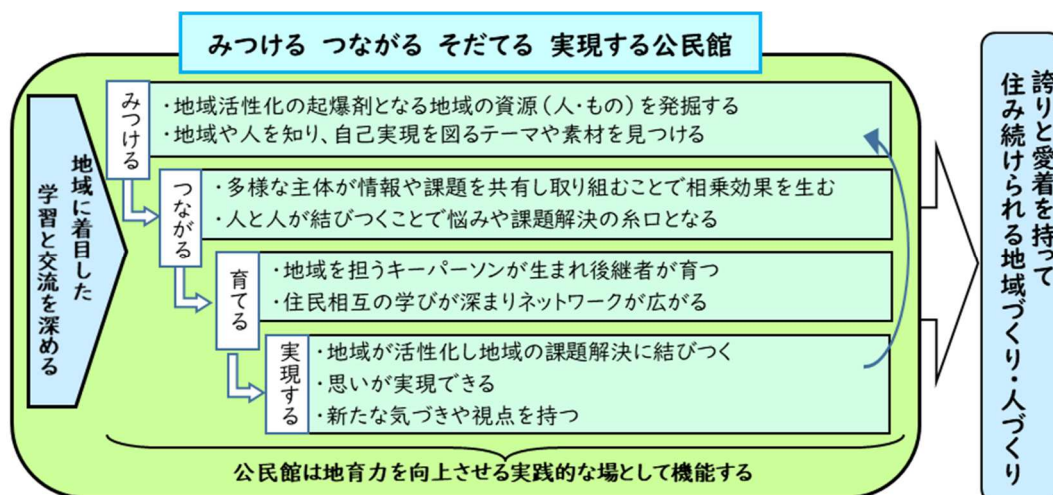
1 基本方針とは

飯田市では、少子化、高齢化、人口減少問題などが持続的な地域づくりにおける課題となっています。また、近い将来には、三遠南信自動車道、リニア中央新幹線の開通による大都市圏域との近隣交流時代となり地域の大きな変貌が予想されます。こうした状況をとらえて、飯田市では、「いいだ未来デザイン 2028」、飯田市教育委員会では「飯田市教育振興基本方針」に基づき、各施策を展開しています。

飯田市の公民館活動基本方針は、運営の基本的な考え方(公民館運営の四原則※1)のもと、全公民館が公民館活動を実施するうえでの公民館の担う役割・重点目標などを共有し、この方針に基づきながら事業等を計画、推進していくために策定するものです。社会情勢に随時対応し効果的な活動を展開するため、重点的に取り組む目標や事業計画を年度ごとに見直しをするものとしています。

2 飯田市の公民館の目的と役割

飯田市の公民館は、地域住民とともに誇りと愛着を持って住み続けられる地域づくり、人づくりを目的としています。また、公民館は社会教育法に基づく教育機関であるとともに、地域の自治組織の構成団体でもあるという2面性を持っています。この特性を生かし、住民自治の充実にとって必要な社会教育機関としての視点から、地域に着目した学習と交流を深め「みつける つながる 育てる 実現する場」として機能し、地域の担い手を育みます。



※1【公民館運営の四原則】

1971(昭和46)年から1973(昭和48)年の2年間、飯田市教育委員会は文部省の委嘱を受けて、公民館運営基準の研究(管理運営の基準に関する事項および運営の指針に関する事項)をまとめました。2年間の研究の中で、次に掲げる「公民館運営の四原則」が確認され、以降飯田市の公民館運営の指針となりました。

(1) 地域中心の原則

まちづくりを考えるときも、日常的に身近な地域から出発することが大切である。地域ごとに設置された公民館は常に地域を中心としてとらえた学びの場であるべきである。

(2) 並立配置の原則

地域の規模や特徴は異なっても、公民館は20地区に対等に配置され、それぞれの活動が等しく尊重される。この原則は地域中心の原則を保障するものである。

(3) 住民参画の原則

公民館を設置し、そこに職員を配置することは行政の役割であるが、公民館の事業の企画運営は、地域住民によって組織された専門委員会や運営委員会、より身近な住民の単位である分館活動など、それぞれの事業が自発的な住民の意思に基づいて行われることが大切である。このような組織や活動は、飯田市の公民館活動の原動力になっている。

(4) 機関自立の原則

教育行政が一般行政から一定の独立性、中立性を保っていることに鑑み、公民館が地域の社会教育機関として住民の主體的な学習活動を保証することは大切である。その意味で公民館が自立した体制をもっていることは重要である。

3 主体的な公民館活動の展開に向けて

地域で活動する各種団体と連携し、学習交流活動を充実させるため「みつける つながる 育てる 実現する場」として、以下のとおり具体的に取り組みます。

(1) 公民館の実践的な場

- ・誰もが気軽に利用し活動できる「自由なたまり場」
- ・地域の絆を深め健康で心豊かな人づくりを図る「スポーツ・レクリエーションの場」
- ・地域の様々な出来事を記録し情報や地域の課題を提供・発信する「情報収集と発信の場」
- ・参加者の自主性・創造性を生かし仲間づくりを図る「集団的な活動と交流の場」
- ・人が人として認めあい暮らせる「人間尊重の精神を学ぶ場」
- ・生涯にわたる学習や地域の課題に対応できる「学習の場」
- ・子供たちが健やかに育つとともに故郷に誇りと愛着を持てる「地域の良さを再発見する場」
- ・先人が築いた歴史・文化を大切に今に生かす「歴史を伝え文化を創造する場」

(2) 地域住民同士のつながりを大切にした展開

- ① 地域の諸団体と連携・協力を図りながら、地域課題や生活課題の解決に向けた学習活動を展開するほか、住民ニーズに応える学級・講座を開催し、学びあいの土壌を耕します。
- ② 専門委員会活動を地域内がつながる大切な機会と捉え、他者との関係性を築くとともに、地域を素材に学習と交流を促進する事業を主体的に企画立案し運営します。
- ③ 分館は最も身近なコミュニティ形成の場であり、日常のたまり場として、身近な課題の解決に取り組むなど、住民同士のふれあいを大切にしながら主体的に活動を展開します。

4 令和6年度における重点目標及び事業計画

(1) 重点とする目標

昨年度は、改めて地域住民同士が顔をあわせ、話しあい、つながっていくことの大切さを認識することができました。今誰もが地域で生きていくためには、同世代や多世代の交流を深めつながり、心の通う人間関係を育むこと、一人ひとりが暮らしの場を舞台に個性を発揮しながら役割を担っていくことが求められています。

公民館活動は、想いを共感する喜びを知ることで「うれしい」が自然と集まるものです。そして、みんなが愉しむための活動とする過程にはたくさんの学びの要素があります。この学びの輪を広げながら、「私たちの地域は私たちの手でつくる」自主自立の精神や、当事者意識を持って協力しあい「結い」の心で考え行動できる担い手を育てることができるよう、一つひとつの活動を着実に推進します。

(2) 目標に対する取組

ア 地域の仲間と「一緒に」 ～地域づくりを考える多様な担い手を育む～

- ・地域コミュニティへ誰もが参加できる環境を整えます。
- ・地域との関わり、住民同士のつながりを深めます。
- ・地域のことを共に考えられる小さな集団(社会)・仲間づくりの場をつくります。
- ・地域の集団(社会)・団体等が、世代を超えいくつも重なりあう関係性を築きます。

イ 「他人ごと」から「自分ごと」へ ～学習と交流を通じた自治意識の醸成を図る～

- ・住民同士の自発的な学びあいを支援します。
- ・住民同士が地域課題に向きあい行う、学習活動及び交流活動を充実させます。
- ・専門委員会や分館の活動を積極的に推進します。

(3)事業計画

ア 全公民館において、地域の現状や課題を捉え、対話する過程を大切に「みつける つながる 育てる 実現する場」を創造するため、専門委員会が楽しみながら主体的に事業を企画するほか、多様な分野の学習活動に取り組めます。

- ① 青壮年を対象にした地域実践学習
- ② 親子を対象に仲間づくりを図るとともに、子供を安心して育てていくための継続的な学習
- ③ 高齢者の経験や力を次世代や地域づくりにつなげる学習
- ④ 平和を尊び、多様性への理解を深める学習
- ⑤ 芸術文化に触れることで、地域独自の文化の保存・継承・創造につなげる学習
- ⑥ 郷土への関心を高め、愛着と誇りを育む学習
- ⑦ 心身の健康について関心を高める相互の学習
- ⑧ 自然保護や経済活動、再生エネルギー等、環境について考える学習

イ 地区公民館と市公民館との合同による事業展開

①第 62 回飯田市公民館大会 令和7年2月 16 日(日)

住民(公民館関係者、まちづくり委員会関係者等)を対象に、1年間の公民館活動等の成果を確認するとともに、自分たちの暮らしや生き方を見つめ、考えを深めあう公民館大会を開催します。時代の変化や参加者のニーズにあわせた開催方法を検討しながら、公民館を取り巻く課題を共有し、公民館が担う役割や方向性を再認識し持続可能な地域づくりの実践につなげます。

②いいだ人形劇フェスタ 2024 令和6年8月1日(木)~4日(日)

人とのつながりや地域資源の継承など様々な可能性を持つ学習活動として捉え、地区実行委員会を組織し、いいだ人形劇フェスタに取り組めます。

③飯田市二十歳の集い 令和7年1月 12 日(日)

該当者の居住地域・出身地域を単位として、令和6年度の二十歳を祝う式典を開催します。各地区では、該当者を含めた実行委員会を組織し、地域学習において地域を知ることの深めます。一連の活動を通じて、対象者の地域へのふるさと愛を醸成し、将来における自己の生き方を見つめる機会とします。

④高校生次世代育成事業

地域の学びの土壌を活かし、高校生期の段階に応じた学びの場や機会の提供を通して、自己実現の可能性を広げ、将来の地域やそこに関わる自己のあり方について考え行動する人材を育むため、飯田 OIDE 長姫高等学校の地域人教育など高校の探究学習の支援や、高校生の地域における学習活動を支援します。

⑤飯田コミュニティスクール協働活動

地域全体で子供の学びや成長を支える取組みとして、地域・学校・家庭が連携し実践する「いいだCS協働活動」(地域学校協働活動)を支援します。公民館が地域と学校をつなげるコーディネーター役を担い、学校運営協議会で確認されためざす子供像の実現に向けて活動します。

ウ 市公民館は、ムトスぶらざにおける自発的な学習交流活動の充実を図り、全市的課題をとらえた事業や地区公民館への波及を期待する事業として以下を主管して実施します。

①高校生講座

ふるさとへの理解を深め、地域外の様々な事例に学び、自身のあり方を考える高校生講座(カンボジア・スタディツアー、東北スタディツアー)を実施します。

②第 48 回飯田市民大学講座

「伊那谷の自然と文化」をテーマに多種多様な分野の連続講座を開講します。受講生同志が講座終了後、当事者意識をもって仲間と地域での活動したい想いを促すことを目的に学習交流会を新設します。

③第 48 回公民館コーラスグループ発表会 令和6年7月 14 日(日)

各公民館でコーラスの活動をされている皆さんの、日頃の活動成果の発表と交流の機会として、参加団体での実行委員会を組織し開催します。

④第 43 回飯田市女性バレーボール大会 令和6年 11 月 10 日(日)

女性の健康保持、体力増進とあわせて、相互の親睦を深めることを目的とし、参加チームでの実行委員会を組織し、バレーボール連盟の協力を得て開催します。

⑤人権平和・多文化共生事業

人権・平和の意識向上を図るとともに、外国籍の住民を対象に日本語教室を柱とした多文化共生事業を展開します。

⑥家庭教育支援事業

出産や育児等の不安を解消してもらうための妊婦さん講座や、親子で学びあう子育て講座を実施します。

⑦「ムトスぶらざ」における学習交流・創発活動

地域づくりを考える学習活動として、誰もが飯田で心豊かに暮らすために考えあい、交流する「IIDA happiness Lab.」、高校生を対象とし「地域を知る・地域の未来を考える・地域で活動する」をキーワードに、今の想いを語りあい、考えあう連続講座「ちい活高校生 Lab.」、誰もが自由に語りあう場「ふらっと会議」など、ムトスぶらざにおける学習交流活動の充実を図り創発活動につなげます。

エ その他

①第 72 回天龍峡夏期大学講座

地域課題や社会課題を考える機会とするとともに、地域への誇りと愛着を醸成することを目的として、川路公民館が主管し開催します。

②公民館維持管理・施設整備事業

施設管理計画に基づき、計画的に改修や環境整備を進めます。

③ブロック公民館事業

20 地区の公民館を4つに編成したブロック公民館では、スポーツ行事等を通じた他地域との交流や、公民館役員対象の研修会及び情報交換会を実施します。ブロック公民館事業の充実を図りつつ、飯田市民公民館大会との関連性について検討します。

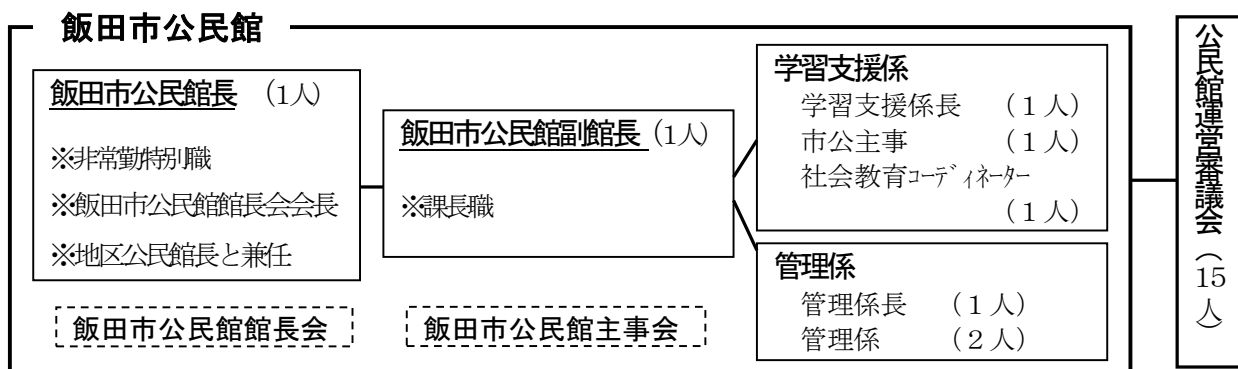
④館長会・主事会

地域住民の学習活動を支える公民館職員が、地域の学びの充実において、力量や専門性を高めるため定期的な情報交換・意見交換や研修会を開催します。

⑤主事会プロジェクト事業

公民館主事会ではプロジェクトチームを編成して、公民館を取り巻く様々な課題の解決のために実践的な学習や調査・研究に取り組みます。

5 飯田市公民館の運営組織図



地区公民館

(人口は令和6年4月末現在)

公民館名	ブロック体制	人口 (人)	職員体制 (人)			
			公民館長※1	副館長補※2	公民館主事※3	管理係
橋北公民館	A ブロック	2,724	1	—	1	1
橋南公民館		2,442	1	—	1	1
羽場公民館		4,602	1	—	1	1
丸山公民館		3,189	1	—	1	1
東野公民館		2,682	1	—	1	1
座光寺公民館	B ブロック	4,101	1	1	1	—
山本公民館		4,401	1	1	1	—
伊賀良公民館		13,919	1	1	1	1
鼎公民館		12,914	1	1	1	2 ※4
上郷公民館		12,867	1	1	1	1
松尾公民館	C ブロック	12,739	1	1	1	1
下久堅公民館		2,562	1	1	1	—
竜丘公民館		6,557	1	1	1	1
上村公民館		334	1	1	1	—
南信濃公民館		1,068	1	1	1	1
上久堅公民館	D ブロック	1,138	1	1	1	—
千代公民館		1,428	1	1	1	—
龍江公民館		2,546	1	1	1	—
川路公民館		1,950	1	1	1	—
三穂公民館		1,300	1	1	1	—
計		95,463	20 人	15 人	20 人	12 人

専門委員会の設置

※委員は館長が委嘱。名称、委員数、役職及び任期は館長が定める。
～住民参加による主体的な企画・運営～ (20館共通)

- ※1 公民館長は地域協議会が推薦し教育委員会が任命する。(非常勤特別職)
- ※2 副館長補佐は自治振興センター所長が任命され、センター業務と公民館業務の連係調整を図る役割を担っている。(旧市5地区は除く)
- ※3 公民館主事は常勤専任。自治振興センター職員の兼務辞令を受けている。
- ※4 うち1名は社会教育コーディネーター。

分館

現在、103の分館が、市民の手によって自主的に運営されている。

6 飯田市の分館

地 区 名	分 館 名	分館世帯数	地 区 名	分 館 名	分館世帯数	地 区 名	分 館 名	分館世帯数
橋 北	★江戸浜	114	千 代	法 山	74	鼎	★東 鼎	376
橋 南	な し			大 郡	50		★西 鼎	322
羽 場	な し			米 峰	25		★下茶屋	507
丸 山	な し			毛 呂 窪	63		★中 平	1484
東野	吾妻町南	休館	龍 江	八ノ倉	21	鼎	★上茶屋	356
	東新町1	79		下 村	84		★切 石	2243
	錦 町	休館		第 一	217		★上 山	2562
	高羽町東	264		第 二	242		★一 色	1317
	宮ノ上	268	竜丘	第 三	213	上郷	★名古熊	1881
	諏訪町	64		第 四	131		★上黒田	649
座光寺	鈴加東新	35		駄 科	1039		★下黒田北	1038
	な し			長 野 原	506	上郷	★下黒田南	813
松 尾	上 溝	351	竜丘	★時 又	386		★下黒田東	696
	久 井	186		桐 林	571		★丹 保	401
	★水 城	359		上 川 路	137		★北 条	303
	★新 井	490	川路	2	56		★飯沼南	340
	寺 所	248		3	57	上村	★南 条	300
	★明	622		4	109		★別府上	357
	★清 水	254		5	46		★別府下	614
	城	554	川路	6	113	上村	上 町	61
	八幡町	387		7	116		中 郷	25
	代 田	729		8	192		程 野	53
	毛 賀	729	三穂	な し			下 栗	38
	常盤台	336		東 平	465	南信濃	和田橋北	139
下久堅	知久平	235		大明神	149		和田橋南	296
	★虎 岩	129	山本	北 平	315		八重河内	41
	柿野沢	85		中西平	147		木 沢	75
	稲 葉	13		南湯川	156		南 和 田	53
	小林	45		竹 佐	182	以下103分館（うち3館休館）		
	南 原	157		箱 川	77			
	下虎岩	298		久 米	113			
上久堅	1	100	伊賀良	二ツ山	休館	※うち条例分館は27館 （★の印）		
	2	73		下 殿 岡	395			
	3	100		上 殿 岡	502	※令和5年度分館世帯数 （令和5年9月末時点）		
	4	81		三日市場	373			
	5	78		北 方	2098			
	6	44		大瀬木	1464			
千 代	北 部	44	鼎	中 村	668			
	野 池	87		三 尋 石	159			
	米 川	109		★下 山	1924			

7 飯田市の公民館施設の現状

館 名	当 該 公 民 館 の			建設年月	構 造	備考
	対象区域 内の人口	対象区域 の 面 積	建 物 の 専用面積			
飯 田 市			3,651.7㎡	R04. 3	鉄筋 2	丘の上結いスクエア 2階3階部分
橋 北	2,724		581.0	S55. 3	鉄骨 3	
橋 南	2,442		911.6	R04. 3	鉄筋 1	トップヒルズ本町 3階部分
羽 場	4,602	— 95.89	937.2	S54. 3	鉄骨 2	
丸 山	3,189		896.0	S55. 3	鉄骨 2	H26耐震改修
東 野	2,682		644.9	S60. 3	鉄骨 2	
座 光 寺	4,101	8.94	956.0	S61. 4	鉄骨 2	
松 尾	12,739	6.82	2,114.7	H 2. 3	鉄骨 2	
下 久 堅	2,562	12.23	1,000.6	H26. 12	鉄骨 2	H26移転新築
上 久 堅	1,138	16.34	818.0	S56. 3	鉄骨 2	H26耐震改修
千 代	1,428	58.45	797.1	H26. 7	木造 2	H26移転新築
龍 江	2,546	12.17	948.0	S59. 3	鉄骨 2	
竜 丘	6,557	7.87	1,699.1	H13. 5	鉄骨 2	
川 路	1,950	6.28	837.0	S57. 3	鉄骨 2	
三 穂	1,300	12.26	739.0	S59. 1	鉄骨 2	
山 本	4,401	22.63	1,263.6	H06. 3	鉄骨 2	
伊 賀 良	13,919	33.15	1,697.4	S63. 3	鉄骨 2	
鼎	12,914	6.20	3,678.7	S55. 2	鉄筋 4	
上 郷	12,867	26.45	2,217.8	H31. 3	鉄骨 2	H31改築
上 村	334	126.51	582.95	H01. 12	鉄筋 2 鉄骨 2	H29耐震改修
南 信 濃	1,068	206.90	1,548.4	H19. 11	鉄筋 2	
合 計	95,463	659.09	25,333.7			

※人口は、令和6年4月末現在。

地区別面積は、平成元年11月9日以前の国土地理院発表の面積による。

※建物の専用面積には、自治振興センター・保健室を含む。

※建設年月は、竣工年月